

委員会 報告

今定例会に提案された議案の審査のため開催された常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

総務常任委員会

宇城市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「条例改正は、着服であるとか、そういう刑事告訴する内容のものについては当然あつてしかるべきと思うが、説明では科目の適正な補正がなされず、止むを得ず違う科目を使ったということをしている。今回の改正は、必要なか。前任者の時代の不適正な経理であり、次の市長がその責任を取るといふ形になる。他市を見ても玉名、菊池、山鹿は、処分していないので、他市の内容及び状況をしっかりと見て行ふべきではないか」との質疑に対し、「市長と何



生活保護費について

離職者住宅手当について説明を求めたところ、「雇用情勢の悪化等で、自宅等を出なくてはならない場合、住宅に入り就労活動をするための支援費である。対象者数は、国から定められ、本市は対象者1144人分、1164万9千円を計上している」との説明であつた。これに対し、「家賃の上限額また支給期間の定めはあるのか」との質疑に対して、「二月あたりの上限額は3

度も協議を行った。市長就任以降の不適正な経理については無いということも報告したが、他市の例も示しながら市長に判断をお願いした。しかし、就任以前のこととはいえない現職であり、市長としての責任という判断から、条例改正の上程をさせていただいて」との答弁があつた。

平成21年度一般会計補正予算(第3号)

○消防費について

「災害対策費に、土地購入費566万円計上してあるが、土地取得後は、何か建物を建てる計画はあるのか」との質疑に対し、「集落的に高齢化が進んでおり、公園的な広い広場等が無いので、もし地震等が発生した場合、地域住民が安心して避難できるような災害避難所としての位置付けをするために取得する。また将来的には防災センター等も考えている」との答弁があつた。



建設経済常任委員会

平成21年度一般会計補正予算(第3号)

○商工費について

「まちなかづくり推進事業補助金とは、どのような事業なのか」との質疑に対し、「商店街組織が行う歴史文化などの商店街の個性をいかした、まちなかづくりのハード事業に対して熊本県から交付される補助金を活用するもので、地元の小川町商店街から小川町商店街街路灯設置事業として申請があつたものである。内容は、魅力ある商店街づくりを行うということが目的で、照明だけではなく統一感のある看板と標柱、個人的な街路灯を設置するという事でプロンズ製の街路灯の35基の新設及びそれに合わせた古い標柱等を改良する街路灯20基の改造と、道案内機能と歴史の商店街とするモニメント、記念物的な機能を備えた看板作り等を行う事業である。総額が988万5225円で、熊本県からの補助が9分の4、宇城市の補助が9分の4、

文教常任委員会

公民館条例の一部を改正する条例の制定について

「宇城広域連合(清掃施設)負担金が計上してあるが、理由は何か」との質疑に対し、「美里町の最終処分場が満杯状態にある。その処分場を閉鎖し覆土整備するため、既存の灰の一部を菊池市の九州産廃に排出する経費と、クリーンセンターから出る灰を同じく九州産廃に搬出する費用が必要と

なつたためである」との答弁であつた。「閉鎖後、美里町のかもし、撤去するとなると新たに処分場を設けるのか」との質疑に対し、「美里町の最終処分場は閉鎖し公園化の予定で、新たな処分場は設けない。クリーンセンターから出る灰も併せて、菊池市の九州産廃に排出する」との答弁であつた。

事業者である小川町商店街の自己負担が9分の1という事業である」との答弁であつた。

さらに「すばらしい事業と思うが、他の商店街からも計画は上がってきているのか」との質疑に対し、「現在のところ小川町だけであるが、他の商店街から申請が上がってきた場合は、それに応じ、県との協議を進めていかなければならないと考えている」との答弁であつた。



まちなかづくり事業が進む小川町商店街

水道事業会計補正予算(第2号)

○営業費用、薬品費について

「薬品のポリ塩化アルミ代として計上してあるが、こゝういふのは年次計画ではできないのか。補正が出たのは、

どういう訳か」との質疑に対し、「当初予算編成時には三角のダム水の使用計画がなかったが、このたびの水不足を解消するため、ダム水1800トンを取水することになったため、臭いを取る薬品代の補正である」との答弁があつた。

民生常任委員会

平成21年度一般会計補正予算(第3号)

○児童福祉費について

「子育て応援特別手当交付金はどのような補助金なのか」との質疑に対して、「国の経済危機対策で、3歳から5歳までの第1子以降の子どもに対し、一人あたり3万6千円の1700人分である」との答弁であつた。

○母子福祉費について

母子家庭高等技能訓練促進給付金事業補助金について説明を求めたところ、「母子家庭の自立支援のための専門職技術取得に対する補助で、6月の法改正で、月額10万3千円が14万1千円になった。その差額分と、今回1人分を追加して計上して

生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について

「不知火支所の2階部分は社会福祉協議会が使用するとのことだが、包括支援センターは、お年寄りの利用者が多いので、2階よりも1階が良いのではないか」との質疑に対し、「お年寄りがセンターを利用される場合は、1階の職員が窓口となり、センターの職員が1階に降りて対応する」との答弁があつた。



三角センターへ機能を移管する三角公民館

平成21年度一般会計補正予算(第3号)

○教育費の文化費について

「不知火国名勝指定に伴う保存の業務委託料が計上されている。不知火現象を発生させる装置が熊本県内に

平成21年度奨学金特別会計補正予算(第1号)

○育英事業費について

「現在、年度途中での申し込みの受付はしていないとのことだが、今のこのような経済状況の中、予算を減額するより、年度途中での申込みができるような形はとれないのか」との質疑に対し、「最近の経済状況を考えれば、年度途中から奨学金が必要になる状況が考えられる。周知の方法なども含め、十分検討させていただいた」との答弁があつた。

